

陸前高田オートキャンプ場施設整備事業
指定管理予定者・設計・施工者選定プロポーザル実施要項

第1 プロポーザルの概要

1 事業の目的

本事業は、東日本大震災津波以降、施設の利用を停止していた「陸前高田オートキャンプ場」の再開に向け、テントの大型化やキャンプ場利用者のニーズの多様化などに対応した施設となるよう、施設再開後の運営予定者（以下、「指定管理予定者」という。）の運営方針に合わせた整備を行い、施設の利便性及び利用者のサービスの向上を実現できる施設整備を行うことを目的とする。

2 本プロポーザルの趣旨

本プロポーザルは、本事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的に、優れた企画力・技術力等を有する最適な指定管理予定者、設計者及び施工者を一括で選定するため、公募により実施するものである。

3 事業の概要

(1) 事業の名称

陸前高田オートキャンプ場施設整備事業

(2) 敷地の概要

ア 所在地

岩手県陸前高田市小友町字瀬沢地内

イ 敷地面積

22.4ha

ウ 現在の施設

センターハウス1棟、テントサイト108区画、多目的サイト1面（4,780㎡）、ケビン10棟、サニタリーハウス4棟、ドームハウス4棟

(3) 整備を予定する施設の概要

ア 機能

- ・ テントの大型化やキャンプ場への多様なニーズなどに対応した施設とすること。
- ・ 地元特産品の販売箇所を設けるなど地域経済への波及効果が期待できる施設とすること。

イ 施設の構造

キャンプ場の用地、建築物の構造などについては、提案内容により変更可能である。

(4) 業務の内容

調査設計業務、建築工事、土木工事

(5) 事業手法

本事業は、2に記載の通り、指定管理予定者、設計者及び施工者を一括で選定し、指定管理予定者の運営方針に合わせた整備を行うものであり、設計・施工を一体的に発注・契約するDB方式（Design Build：デザインビルド）により実施する。

なお、当該施設は、指定管理により管理運営を行うものであり、指定管理者については、本事業とは別に設立する「指定管理者選定委員会」において、本事業で選定する指定管理予定者を対象に、指定管理者の要件等を審査する。この結果、指定管理者として選定された場合は、指定管理者に指定する議案を県議会に対して提案し、議決後指定管理者として指定する。

(6) 予算上限額

調査設計業務及び建設工事の提案上限額の合計は、602,715千円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、内訳は次のとおりとする。

ア 調査設計業務

建築工事に係る調査設計業務 1,100千円（消費税及び地方消費税を含む。）

土木工事に係る調査設計業務 51,260千円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 建設工事

建築工事 407,377千円（消費税及び地方消費税を含む。）

土木工事 142,978千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ウ その他制限

建設工事の建築工事について、建築物と不可分となっている機能を有する設備（例：電気・ガス・給排水・空調など、建築物と構造上不可分となっている設備等）の整備費が建築工事費の過半を占めることはできない。既存施設の撤去費用、単に建築物に固定されている設備や備品購入のみを目的としたもの（例：建物看板やカーテンの設置、机・椅子の購入、ドームハウスの撤去、Wi-Fi設備の整備など）については、建築工事費の2割以内とすること。

(7) 履行期限

各業務の履行期限は、次の通りとする。ただし、本プロポーザルに提出された業務工程表の完了時期が各業務の履行期限より前である場合は、当該完了時期までとする。

ア 調査設計業務

令和4年8月31日頃まで（予定）

イ 建設工事

令和5年3月15日まで（基本最長工期）

4 選定方法

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）から本要項等に基づき提出された参加表明書により県において参加資格の審査を行い、また、技術提案書等により陸前高田オートキャンプ場施設整備事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を行い、最優秀提案を選定する。その審査結果を踏まえ、県は、本事業の受注候補者として、優先交渉権者を決定する。

なお、最優秀提案の選定及び優先交渉権者の決定に当たっては、本要項において提示する事業参画に足る資格を有しており、かつ提案内容が要求水準を全て満たしていることを前提とする。

5 選定委員会について

(1) 開催日

令和4年5月下旬を予定する。期日については、参加意思表明書提出後、事務局から別途通知する。

(2) 開催場所

盛岡市内。開催日と合わせて通知する。

(3) 開催方法等

審査は、参加者から提出された技術提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。

※ プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオ等の使用を認めるが、これらの機材は参加者が準備することを原則とし、事務局に事前に連絡するものとする。なお、追加資料等の提出は一切認めない。

※ プレゼンテーションで使用する資料については、提出された技術提案書（様式4～9）に記載されている内容の以外の記載は認めない。（技術提案書に記載の文章、図表等の抜粋は可）

※ プレゼンテーションの順番は、技術提案書の受付順とする。

※ プレゼンテーションの時間は1者当たり50分（説明20分、質問30分）とする。なお、都合により1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

※ プレゼンテーションは参加者名を公表して行う。

第2 事業に関する条件

1 受注者の業務範囲

本事業を受注する設計者、施工者の業務範囲は、それぞれ次のとおりとする。
なお、調査設計業務及び建設工事は、以下の業務区分により分離して契約するものとする。

(1) 土木工事に関する調査設計業務

- ア 用地造成工事、関連して必要となる工事の設計（基本設計及び実施設計）
- イ 用地造成工事、関連して必要となる工事に必要な各種調査
- ウ 用地造成工事、関連して必要となる工事に必要な許認可及び計画通知等の手続（関係機関との協議及び申請等の手続）
- エ その他本事業を実施する上で必要な関連業務

(2) 土木工事に関する建設工事

- ア 用地造成工事、関連して必要となる工事の施工
- イ 近隣対策・対応
- ウ 用地造成工事、関連して必要となる工事に必要な許認可及び関係機関との協議並びに申請等の手続
- エ その他本事業を実施する上で必要な関連業務

(3) 建築工事に関する調査設計業務

- ア 既存建築物の改修工事や解体工事、新施設建築工事、関連して必要となる工事の設計（基本設計及び実施設計）
- イ 既存建築物の改修工事や解体工事、新施設建築工事、関連して必要となる工事に必要な各種調査
- ウ 既存建築物の改修工事や解体工事、新施設建築工事、関連して必要となる工事に必要な許認可及び計画通知等の手続（関係機関との協議及び申請等の手続）
- エ その他本事業を実施する上で必要な関連業務

(4) 建築工事に関する建設工事

- ア 既存建築物の改修工事や解体工事、新施設建築工事、関連して必要となる工事の施工
- イ 近隣対策・対応
- ウ 既存建築物の改修工事や解体工事、新施設建築工事、関連して必要となる工事に必要な許認可及び関係機関との協議並びに申請等の手続
- エ その他本事業を実施する上で必要な関連業務

2 費用負担

本事業における費用負担は、次のとおりとする。

(1) 県の負担

本事業における契約額の合計は、原則として602,715千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とし、かつプロポーザルに提出された見積額の合計を超えない金額とする。

なお、建設工事における予定価格は、原則としてプロポーザルで提出された見積額と調査設計業務（実施設計）において積算した金額（積算実施時点を基準日とする県の標準的な積算方法による。）を比較して、いずれか低い方により定めるものとする。

※ 工事費等の上限額は、令和3年12月に実施した「陸前高田オートキャンプ場モビリアの施設整備に係るサウンディング型市場調査」の結果を基にした金額である。

※ 調査設計業務の委託料には、設計費のほか、測量費や各種法令等に基づく申請手数料（計画通知、構造計算適合性判定）を含む。

(2) 受注者の負担

ア 受注者は、調査設計業務及び建設工事が完了するまでの間、当該業務に係る設計費用、工事費用を負担する。

イ 完成図書の作成費用は、受注者が負担する。

3 事業の実施に関する条件

(1) 業務の仕様

要求水準書による。

(2) 完成期限

受注者は、原則として令和5年3月15日までの期間内で、かつプロポーザルで提出した業務工程表の完了時期までに施設を完成させるものとする。

(3) 契約不適合責任

県は、工事目的物の引き渡し後4年以内に、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見された場合、契約不適合として、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものとする。

4 契約及び支払いについて

本事業における契約及び支払いの概要は、次のとおりとする。なお、その他の詳細は、協定書及び契約書に基づくものとする。

(1) 優先交渉権者となった特定者（又は次点）は、受注者として、県との間で本事業

業に係る基本協定書について速やかに合意するとともに、県と設計者において調査設計業務の委託契約を締結する。また、工事の請負契約については、同協定書に基づき、調査設計業務の完了後、令和4年9月上旬までを目処として、県と施工者において契約を締結するものとする。

- (2) 受注者が、契約に基づき契約解除の要件に該当することとなった場合は、県は、当該契約を解除できるものとする。
- (3) 契約に係る代金の支払いは、調査設計業務及び建設工事のそれぞれの完了後、請求に基づき行うものとする。ただし、受注者が保証事業会社と公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約を締結した場合には、請求に基づき契約に定める金額以内を前払いできるものとする。

5 契約の変更

(1) 契約額の変更

総価契約額の変更は、原則として行わない。ただし、発注時の条件に変更がある場合には、実施設計後の図面、数量により変更するものとする。その際、リスク分担については別記のリスク分担表のとおりとし、発注者側のリスクについては変更の対象とする。なお、リスク分担で不明瞭な事項が生じた場合は、県と受注者が協議の上対応するものとする。

(2) 完成期限の変更

完成期限の変更は、原則として行わない。ただし、発注者側のリスクに起因する事由、その他受注者の責に帰することができない事由（施工体制の確保や建設機械、建設資材等の調達、納入の遅延により工程に影響が生じる場合を含む。）により工期の延長が必要となる場合には、この限りでない。

第3 事業者の募集及び特定

1 主催者及び事務局

(1) 主催者

岩手県

(2) 事務局

岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電話番号：019-629-5574 FAX：019-623-2001

電子メール：AE0006@pref.iwate.jp

2 参加者の構成要件

- (1) 参加者は、複数の構成員からなる任意に結成された連合体（以下「コンソーシアム（企業連合）」という。）又は単者とする。
- (2) コンソーシアム（企業連合）を構成する場合は、次に掲げる要件を満たすものとする。なお、コンソーシアム（企業連合）の構成員は、他のコンソーシアム（企業連合）の構成員及び単者として本プロポーザルに参加することはできない。
 - ア コンソーシアム（企業連合）の構成員は、指定管理予定者、調査設計業務を担当する者（以下「設計担当構成員」という。）、建設工事を担当する者（以下「施工担当構成員」という。）からなるものとし、構成は以下のとおりとする。
 - (ア) 設計担当構成員は、建築工事、土木工事各1者とする。なお、3に掲げる資格要件を満たす場合は、同一の者とするができる。
 - (イ) 施工担当構成員は、建築工事、土木工事各1者とする。なお、3に掲げる資格要件を満たす場合は、同一の者とするができる。
 - (ウ) 3に掲げる資格要件を満たす場合は、設計担当構成員及び施工担当構成員を同一の者とするができる。
 - イ コンソーシアム（企業連合）の代表者には、指定管理予定者を充てるものとする。

3 資格要件

- (1) 共通事項
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項のいずれの規定にも該当しない者であること。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ウ 参加表明書の提出期限の日から特定者決定の日までの間に、県から建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日制定）に基づく指名停止措置又は県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日制定）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - エ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
 - オ 破産法に基づき破産手続開始の申し立てがなされている者又は破産手続開始の申し立てをしている者でないこと。

(2) 指定管理予定者の資格要件

ア 単者又は複数の構成員により構成されたグループ（以下「グループ」という。）とする。

イ 単者又はグループを構成する構成員は、次に該当しない者であること。

- ・岩手県から指名停止措置を受けている者
- ・都道府県税、法人税、消費税等を滞納している者

ウ 複数申請の禁止

- ・単独で申請した場合は、グループ申請の構成員となることはできない。
- ・グループの構成員は、2以上のグループの構成員となることはできない。

エ キャンプ場の運営実績があること。

(3) 土木工事に関する設計者の資格要件

ア 令和2・3年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

イ 岩手県内に主たる営業所を有する者であること。

ウ 会社として、測量士が5名以上在籍していること。

エ 管理技術者は測量士の資格を有すること。担当技術者は、測量士又は測量士補の資格を有すること。また、いずれの技術者も、参加表明書の提出期限の日以前から雇用している者であること。

オ 管理技術者及び照査技術者は兼務できない。

(4) 土木工事に関する施工者の資格要件

ア 令和3・4年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の土木工事A級に登録されている者であること。

イ 岩手県内に主たる営業所を有する者であること。

ウ 次に掲げる基準を満たす者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。

(ア) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

(イ) 土木工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

(ウ) 参加表明書の提出期限の日以前から雇用している者であること。

(5) 建築工事に関する設計者の資格要件

ア 令和2・3年度建設関連業務競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

イ 岩手県内に主たる営業所を有する者であること。

ウ 会社として、次の一級建築士又は二級建築士のいずれかの技術者が2名以上在籍していること。ただし、一級建築士については、1名以上在籍していること。

エ 次に掲げる基準を満たす者を管理技術者として当該業務に配置できること。

(ア) 一級建築士

(イ) 参加表明書の提出期限の日以前から雇用している者であること。

(6) 建築工事における施工者の資格要件

ア 令和3・4年度県営建設工事競争入札参加資格者名簿の建築一式工事A級に登録されている者であること。

イ 岩手県内に主たる営業所を有する者であること。

ウ 次に掲げる基準を満たす者を主任技術者又は監理技術者として当該工事に専任で配置できること。

(ア) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

(イ) 建築工事業に関する監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

(ウ) 参加表明書の提出期限の日以前から雇用している者であること。

4 実施要領

(1) 本プロポーザルに関する資料の配布及び閲覧

ア 配布期間

令和4年4月18日(月)から

イ 配布方法

本プロポーザルの実施については、岩手県の公式ホームページ(以下「県HP」という。)において公表し、資料は同ページで配布する。

ウ 閲覧資料

陸前高田オートキャンプ場に関する県が所有する主要な図面を県HPに資料として示すが、事務局において図面原本を閲覧することも可とする。閲覧は、令和4年4月18日(月)から令和4年4月27日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から17時までとし、閲覧を希望する日の前日(ただし、開庁日に限る。)の17時までに、事務局に電話又はメールにて連絡をし、事前に事務局の許可を得ること。事務局の許可を得ない場合は、閲覧を認めない。ただし、各1冊のみの配架のため、閲覧まで時間がかかる場合がある。

エ 現地視察

令和4年4月22日(金)13:30~14:30に現場視察会を開催する。参加を希望する場合は、令和4年4月20日(水)17時までに事務局に電話又はメールにて連絡をすること。事務局へ連絡のない現場視察会の参加及び無断での現地確認は認めない。

(2) 質問の提出及び回答

ア 質問の提出

(ア) 提出期間

令和4年4月18日(月)から令和4年4月25日(月)まで

(受付時間:開庁日の9時から17時まで ※最終日は正午まで)

(イ) 提出方法

質問書(様式10)を事務局にFAX若しくは電子メールにより送信する。

(電話による質問は受け付けない。) 注)持参は不可とする

イ 質問者の要件

質問者は指定管理予定者になり得る者とする。

ウ 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、随時、ホームページにおいて公表する。

なお、回答に当たっては、質問を行った事業者名は公表しない。また、質問の趣旨や内容が不明確なものについては、回答しない場合がある。

(3) 提出書類の作成及び提出

提出書類は、陸前高田オートキャンプ場施設整備事業設計・施工者選定プロポーザル提出書類作成要領(資料1)に従って作成し、次により提出すること。

ア 参加表明書の提出

(ア) 提出書類

- a 参加表明書(様式1) 1部
- b 参加者構成概要表(様式2) 1部
- c 参加資格確認調書(様式3) 1部

(イ) 提出期間

令和4年4月18日(月)から令和4年4月28日(木)まで

(受付時間:開庁日の9時から17時まで ※最終日は正午まで)

(ウ) 提出方法

事務局に郵送又は宅配便(簡易書留郵便等、配達記録が残るものに限る。)若しくは持参により提出する。(期日受付時間内必着とする。持参の場合は12時から13時を除く。)

イ 技術提案書の提出

(ア) 提出書類等

- a 技術提案書提出書(様式4) 1部
- b 参加者実績等評価調書(様式5) 1部
- c 価格提案書(様式6) 1部
- d 技術提案書(様式7) 10部
- e 業務工程表(様式8) 10部
- f 要求水準チェックリスト(提案用)(様式9) 10部

(イ) 提出期間

令和4年5月11日（水）から令和4年5月13日（金）まで
（受付時間：開庁日の9時から17時まで）

(ウ) 提出方法

事務局に郵送又は宅配便（簡易書留郵便等、配達記録が残るものに限る。）若しくは持参により提出する。（期日受付時間内必着とする。持参の場合は12時から13時を除く。）

5 審査及び特定者等の選定

(1) 審査体制

選定に係る審査は、別に定める陸前高田オートキャンプ場施設整備事業設計・施工者選定委員会設置要領により設置された選定委員会が行う。

(2) 審査方法

参加者から提出された技術提案書等について、陸前高田オートキャンプ場施設整備事業設計・施工者選定プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）（資料2）に基づき審査を行う。

(3) 特定者等の選定

参加者の中から価格と価格以外の技術提案の要素を総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を特定者として1者、特定者の次に優れた提案を行った者を次点として1者選定する。

なお、県は、特定者との間で優先的に基本協定書の合意に関する交渉を行うものとし、特定者と交渉が整わない場合に、次点と交渉を行うものとする。

(4) 選定結果の通知

審査後、選定結果を各参加者に文書で通知するとともに公表する。

なお、電話による結果の回答は行わない。

6 スケジュール

令和4年4月18日（月）	プロポーザル公告
令和4年4月18日（月）	参加表明書受付開始
令和4年4月18日（月）	質問受付開始
令和4年4月22日（金）	現地視察会
令和4年4月25日（月）	質問受付正午〆切
令和4年4月28日（木）	参加表明書受付正午〆切
令和4年5月11日（水）	技術提案書受付開始
令和4年5月13日（金）	技術提案書受付17時〆切
令和4年5月下旬頃	特定者及び次点決定
令和4年6月上旬頃	基本協定締結

7 プロポーザルの費用負担

本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

8 失格条件

- (1) 提出書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。
 - ア 提出方法、提出先又は提出期限に適合しないもの
 - イ 指定する作成様式又は記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの
- (2) この要項に定める手続以外の手法により、審査員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合。

9 施設の運営に関する留意事項

当該施設は、指定管理により管理運営を行うものであり、指定管理者については上述の通り本事業とは別に審査を行うが、以下の点に留意すること。

- (1) 利用料金については、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項の規定に基づく「利用料金制」を採用するため、指定管理者の収入として収受が可能である。
- (2) なお、県から指定管理料の支払いはないため、有料施設からの収入を持って運営をすること。
- (3) 利用料金は、現行の使用料の額を上限として設定し、利用料金の設定にあたっては、利用率の向上、サービスの向上に配慮すること。ただし、実際の利用料金については、上限額を条例で定め、指定管理者が知事の承認を得て定めることとなる。
- (4) 利用料金は、一定の基準で減免をしているものがあるため、これまで利用料金を減免していた基準は、指定管理者においても同様の取扱いをすること。
- (5) 収益を活用した地域振興策や施設の維持管理手法について、別途県と協議すること。

10 その他

- (1) 本プロポーザルに関連して県が配布する資料及び質問に対する回答は、本要項と一体のものとして扱う。
- (2) 本プロポーザルに関する説明会は、開催しない。
- (3) 参加表明書及び技術提案書の提出は、1 参加者につき 1 件とする。
- (4) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

- (5) 県は、審査及び説明を目的として提出書類の写しを作成し、使用できるものとする。
- (6) 県は、公平性、透明性及び客観性を期するため提出書類を公表することがある。
- (7) 提出書類の著作権は、申込者に帰属する。また、提出書類は原則として返却しない。
- (8) 採用する技術提案書等の使用権は、県に帰属するものとする。
- (9) 配置予定技術者は、病休、退職等の極めて特別な場合を除き変更できないものとする。
- (10) 参加者は、本プロポーザル及びその後の設計・施工等への協力について、不正又は不誠実な行為を行わないこと。
- (11) その他詳細については、基本協定締結時に県及び受注者により誠意をもって協議するものとする。

別記1 リスク分担表（設計・施工関係）

本事業で想定されるリスク及び発注者と受注者のリスク分担は、次表を基本とするが、リスク分担で不明瞭な事項が生じた場合は、県と受注者が協議の上、決定するものとする。

【定義】 発注者：岩手県

受注者：調査設計業務、建設工事を行う事業者

1 共通

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	受注者
実施要項（要求水準書を除く。）	実施要項等の記載事項の誤り又は変更に係るリスク	○	
調査設計、建設工事の契約	受注者の責めに帰すべき事由により締結できない場合のリスク		○
金利変動	金利変動のリスク		○
物価変動	プロポーザル公告時点から工事契約時点までの資材・労務費の変動	○	○
法律・基準等の改正	条例や法規の改正による設計変更、基準や指針の改正による設計変更、税制の改正による工事費の変更	○	
税制度の変更	受注者の利益に課せられる税制度の変更及び新設に伴うリスク		○
	消費税率の変更、新たな税項目の設定など、上記以外の税制度の変更に係るリスク	○	○
許認可取得	受注者の責めに帰すべき事由により必要な許認可が取得できない場合又は遅延の場合のリスク		○
住民対応	近隣住民への対応		○
騒音、振動、大気	周辺住民に対する騒音・振動・排出ガスの配慮		○
水質汚濁	周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮		○
セキュリティ	発注者の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク	○	
	受注者の責めに帰すべき事由による警備不備に係るリスク		○

気象	雨、雪、風、気温等の影響		○
湧水・地下水	予見不可能な湧水の発生、掘削作業等に対する地下水位の影響等	○	
	上記以外		○
支持地盤	予見不可能な軟弱地盤、杭工事におよぼす支持地盤の影響等（※地質調査の結果、特殊基礎が必要となった場合等）	○	
	上記以外		○
作業用道路・ヤード	工事用道路・作業スペースの制約		○
地中障害物	与条件として明示していない地下埋設物等、地中内の作業障害物の撤去、移設	○	
	上記以外		○
近接施工	工事の影響に配慮すべき道路、架空線、建築物、工作物等		○
作業用道路	生活道路を利用する際の資機材搬入等の工事用道路の制約と近隣及び交通車両等への配慮		○
作業用ヤード	用地外での別途ヤード確保		○
建設副産物	産業廃棄物、一般廃棄物の処分		○
債務不履行	発注者の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク	○	
	受注者の責めに帰すべき事由による債務不履行のリスク		○
その他自然条件	自然環境への配慮等		○
その他社会条件	上記に挙げるもの以外の環境・日照対策、ガス・水道・電線路等の移設、電波障害対策等		○

2 調査設計、建設工事

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		発注者	受注者
工法等	工法の性能確保、使用機械の故障、使用材料の品質のばらつき等		○
	施工方法に関する技術提案等		○
測量、調査	発注者が実施した測量、調査に誤りがあったことに起因するリスク（参考として提示する図書については、対象外とする。）	○	
	受注者が実施した測量、調査に誤りがあったことに起因するリスク		○
関係機関対応	関係行政機関等との調整		○
設計	計画の不備によるもの		○
設計変更	発注者の責めに帰すべき事由による設計変更に係るリスク	○	
	受注者の責めに帰すべき事由による設計変更に係るリスク		○
施設損傷	発注者の責めに帰すべき事由による工事施工中の既存施設の損傷に係るリスク	○	
	受注者の責めに帰すべき事由による工事施工中の既存施設の損傷に係るリスク		○
	第三者の責めに帰すべき事由による工事施工中の既存施設の損傷に係るリスク		○
工程管理	工期・工程の制約・変更への対応（工法変更等に伴うものを含む）		○
品質管理	品質管理の煩雑さ、複雑さ（高い品質管理精度の要求等を含む）		○
安全管理	高所作業、夜間作業等の危険作業		○
その他マネジメント特性	災害時の応急復旧等		○
人為的なミス	設計のミス、積算の誤り		○

機器	受注者が調達する機器に関するリスク		○
不可抗力	災害（地震、豪雨、豪雪等）の発生	○	

別記2 リスク分担表（施設の管理運営）

1 県と指定管理者の間におけるリスク負担は次のとおりとする。なお、必要な事項については、指定管理者選定手続き後、協定で定めることとする。

段 階	リスクが生ずる原因		リスク負担	
	種 類	内 容	県	指定管理者
共 通	法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に及ぼす法令等の変更		○
	第三者賠償	本業務における公害、生活環境阻害等		○
	物価変動	指定後のインフレ・デフレ		○
	金利変動	金利変動		○
	不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期	協議事項	
申請段階	申請コスト	申請費用の負担		○
	資金調達	必要な資金の確保		○
運営段階	施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
	需用変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	運営費等の膨張	県以外の要因による運営費の膨張		○
	施設・設備の損傷	管理上の瑕疵による施設・機器等の損傷		○
		上記以外による施設・機器等の損傷 (軽微なものは除く。)	○	
	債務不履行	施設設置者(県)の協定内容の不履行	○	
		指定管理者による業務及び協定内容の不履行		○
	損害賠償	管理上の瑕疵による事故及びこれに伴う利用者への損害		○
		施設、機器の不備による事故及びこれに伴う利用者への損害	協議事項	
運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う運営リスク		○	

		施設、機器の不備や火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク	協議事項
--	--	---------------------------------	------

2 保険の加入

以前施設を運営していた際に指定管理者が加入していた保険の内容は次のとおりであり、同水準以上の保険に加入すること。

- (1) 保険の名称 施設賠償責任保険、レジャーサービス施設費用保険
- (2) 保険契約の相手方 三井住友海上火災保険㈱
- (3) 保険内容 対人賠償 1名につき1億円
 - 対物賠償 1事故につき3千万円
 - 見舞金保険 死亡 50万円
 - 後遺障害 5～50万円
 - 入院 2～10万円
 - 通院 1～5万円